

# バルクレンタカー 事故・故障の場合

## 「事故」の場合



★事故報告書・運転免許証の写しをFAX又はメールにて必ず当日中に提出してください。 事故報告書は当ファイル内にあります。

FAX

**044-959-2802**

Eメール

[info@uplus-tokyo.com](mailto:info@uplus-tokyo.com)

※警察への届け出、事故報告書・運転免許証の提出が無い場合、保険対応が出来ません。

### レンタル料金に含まれる保険補償額

万一事故の場合でも、下記の限度額の範囲内で保険金が給付されます。

	対人	対物	搭乗者	車両
保険支払い	無制限	無制限	1,000万円	時価額
免責金額	—	5万円	—	5万円※1

※トラック/バスの車両免責は10万円となります。

お客様のご負担

### ノンオペレーションチャージ (NOC)

万一当社の責任によらない事故・盗難・故障・破損等が発生し、車両の修理・清掃等が必要になった場合、その期間中の「営業補償」の一部として下記金額をご負担いただきます。  
(車両装備の損害、シート焼け穴等もNOCの対象となります。)

自走して予定の営業店に返却された場合	20,000円※2
自走不可能な場合	50,000円※3

トラック/バスのNOCは※2 5万円、※3 10万円となります。

### 保険・アクシデントプラスが適用されない損害

★下記についてはお客様の実質負担となります。

- ・タイヤのパンク及びバースト
- ・ホイールの破損およびホイールキャップの紛失・破損
- ・車内装備の紛失・破損
- ・飛び石等の飛来物によるガラスのヒビ割れおよび破損
- ・レッカー代等 車両移送費 (代替車の回送費も含まれます)
- ・アルミバントラックの荷箱部、バンのキャリア部の破損

### 保険・補償制度の適用を受けられない場合

下記のような運転または状態で、事故が発生した場合は、お客様の全負担となります。

- ・警察と営業店の両方へ事故届が無かった場合
- ・契約書記載運転者及び副運転者以外の運転による事故の場合
- ・無断でレンタル時間を延長して起きた事故の場合
- ・その他、レンタル約款(貸渡約款)に違反した場合
- ・飲酒運転、無免許運転の場合
- ・バルクレンタカーの承諾なくして相手側と示談した場合
- ・盗難によって生じた車両損害の場合
- ・定員オーバーで走行した場合
- ・海岸・河川敷・林間等、維持・管理された道路以外で走行した場合
- ・使用方法が劣悪なために生じた車体等の損傷や腐食の補修費が生じた場合
- ・各種テスト競技に使用し、又は他社の牽引・後押しに使用した場合
- ・お客様の所有・使用・管理する車両との事故によるレンタカーの車両損害が生じた場合
- ・営業店内でレンタカーや看板等を破損した場合
- ・操作ミスにより故障した場合
- ・車両装備を破損・紛失(事故に由来する破損を除く)した場合
- ・アルミバントラックの荷箱部、バンのキャリア部を破損した場合
- ・タイヤチェーン・スキーキャリア等によりキズがついた場合
- ・タイヤホイール及びホイールキャップを紛失した場合
- ・悪質な交通違反による事故の場合
- ・運転中にシートベルト非着用による事故の場合
- ・車両管理不行き届きによる損害事故の場合
- ・その他、バルクレンタカーの貸渡約款に定める免責事項に該当する事故を起こした場合

### 保険・補償制度の適用を受けても、 免責補償制度(アクシデントプラス)の適用を受けられない場合

下記のような重大な交通違反が原因で事故が発生した場合、免責補償制度への加入がなされている場合でも免責金を負担していただきます。

- ・スピードの出し過ぎで事故を起こし、制限速度を超えたと実証された場合
- ・追い越し禁止線で当該禁止斜線を越えて事故を起こした場合
- ・信号無視により事故を起こした場合
- ・一時停止を怠って事故を起こした場合
- ・右折禁止、Uターン禁止違反により事故を起こした場合
- ・運転中の携帯電話使用により事故を起こした場合
- ・悪質又は故意と認められる事故の場合

免責補償制度  
**アクシデント PLUS**  
万一の事故も安心の免責補償制度

アクシデントプラス(免責補償制度)に加入している場合、  
**対物・車両補償の免責額の支払いが免除されます。**  
**月額料金での貸出し車は、全車免責補償制度加入済みとなります。**  
制度の詳細は当ファイル内案内、又はHPを。加入の有無は貸渡証にてご確認ください。

バルクレンタカー  
**bulk.Rentacar & Sales CO., Ltd.**

〒215-0013 川崎市麻生区王禅寺766  
FAX:044-959-2802 E-Mail:[info@uplus-tokyo.com](mailto:info@uplus-tokyo.com)

CALL. **044-959-2801**

年中無休  
10~20時

QRコード

詳しくは弊社HPを  
ご覧ください。





## 故障・事故による走行不可の場合

### パンク・ガス欠・カギの閉じ込み・脱輪・レッカー搬送 バルクレンタカー営業時間外のロードサービスは

#### 故障のときは

- ご利用中の車両に故障や不具合が生じた場合は、早急に店舗にご連絡下さい。不具合がありながら、無理に使用したことによって走行不能になった場合は修理費用はお客様のご負担となります。
- 営業時間外に故障が生じた場合は『24時間事故受付センター』へ連絡し、翌朝一番に店舗へ連絡してください。修理内容によって出張サービス料、修理代はお客様のご負担となります。ただし、お客様がご負担された費用のうち貸渡し以前からの瑕疵に原因があった事が判明した部分については、当社はお客様にお支払いします。ご連絡のうえ、当ファイル内「立替払い請求書」をご利用下さい。

### <バルクレンタカー全車付帯の無料ロードサービス>

タイヤパンク時の スペアタイヤへの取替	バッテリー上り	キー閉じ込み ※解錠のみ	ガス欠 ※燃料代は有料	脱輪・落輪 ※バス・トラックは有料 ※クレーン作業は有料	現場での 30分以内の作業
------------------------	---------	-----------------	----------------	------------------------------------	------------------

#### ■損保ジャパン日本興亜 24Hロードサービス

TEL **0120-256-110**

ご利用時、車両ナンバーと、お名前のお申し出が必要となります。  
例：横浜000わ1234、「レンタカーを借受中の〇〇です」

※上記ロードサービスは当社が加入する自動車保険に付帯するロードサービスです。

★当社はJAFの非会員です。お客様手配によるレッカー業者（JAF含む）の費用負担は出来ません。ご注意ください。

## ロードサービスのご案内

### ■レッカー（最寄りの修理工場まで）牽引サービス

事故や故障により自力走行出来なくなった場合に、最寄りの修理工場まで無料で搬送致します。  
レッカー代等車両移送費（最寄りの当社指定工場まで）は無料。2次レッカー代、夜間・高速道路上の割増料金はお客様負担となります。

### ■緊急修理（30分程度）

故障やトラブルにより自力走行が出来なくなった場合に、現場において30分程度で対応可能な応急修理を無料で行います。

- 燃料切れ時の燃料補充
- バッテリーの点検、ジャンピング（バッテリーあがりの際にケーブルをつないでエンジンをスタートさせること。)
- 鍵の閉じ込み時の鍵開け（国産・外車一般シリンダー）
- パンク時のスペアタイヤ交換、タイヤ廻り点検（チェーン脱着は対象外）
- 冷却水補充
- ボルトの締付け 等

※現場にて30分程度で対応出来ないケースは作業費用が有料になる場合があります。  
※クレーン作業などの特殊作業が発生した場合は、お客様の負担となります。

### ■燃料切れ時の給油

高速道路上で燃料切れとなった場合、**ガソリンまたは軽油を最大10リットル** お届けします。

※サービスエリア内等、ご自身で調達可能な場合はサービスの対象外となります。  
※出勤業者によっては運搬容器などの都合上、10リットルお届けできない場合があります。



#### 【ご注意】

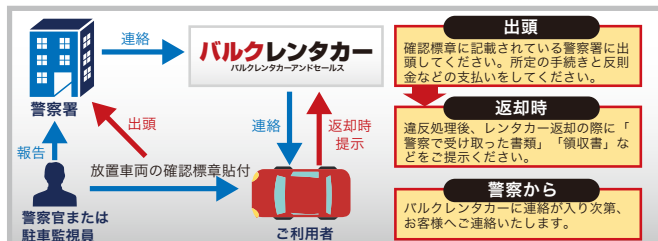
- 気象状況や交通事情によってはレッカー業者・修理業者の現場到着に時間がかかる場合があります。
- レッカー業者・修理業者の出動が困難な場所でのトラブルには対応出来ない場合があります。
- 作業時および搬送時に車体に損害を与える恐れがある場合は、お客様の事前の同意が必要となります。
- お車に高価な品物や危険物などが積載されている場合は、事前にご通知ください。

#### 【ロードサービスの対象とならない場合】

- 指定の保険会社へ事前のご連絡なしに、レッカー業者・修理業者などの各種業者を手配された場合
- 雪道や砂浜、ぬかるみなどで単にタイヤがスリップして動けない場合
- 車外での鍵の紛失による鍵開け作業や車両搬送の場合
- レース、ラリーに参加した場合、またはレース、ラリーを目的とする場所など通常の自動車走行に不適な場所で車を使用した場合
- メーカーが発行するマニュアルおよび車両貼付の注意・警告ラベルなどに示す使用頻度を超過して使用された場合
- 故意によりメーカーが発行するマニュアルの指示取り扱いと異なった方法で使用し、自力走行が不能となった場合
- 法令に違反している状態で運転した場合（無資格・酒気帯び運転など）
- 戦争、外国の武力行使、革命、内乱などの事変または暴動に起因する場合
- 国または公共団体の公権力の行使に起因する場合
- 地震、噴火、津波または核燃料物質などに起因する場合
- 航空機、船舶による輸送期間中の場合
- 私有地・造成地・離島などでレッカー業者・修理業者が立ち入り出来ない場所などサービス提供不可能な地域の場合

## 放置違反発生時

放置違反発生時、警察より当社へ連絡が入り次第、お客様へご連絡いたします。当日中の管轄警察署への出頭、違反金の納付/当社への領収書の提出をお願いいたします。



■レンタカーご返却までに違反処理をしていただけなかった場合、当社が別に定める放置違反金「普通車：25,000円、中・大型車：30,000円」をご負担いただきます。

■なお、違反処理も、放置違反金もご対応いただけない場合は、警察、公安委員会および全国レンタカー協会に報告するとともに、全国レンタカー協会加盟店各社での今後のレンタカー貸渡をお断りいたしますので、ご了承ください。